各 位

会 社 名 株式会社エムビーエス 代表者名 代表取締役社長 山本 貴士 (Q-Board・コード: 1401) 問合せ先 管理部長 徳永 昌裕 電話番号 0836-37-6585

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 7 月 18 日開催の取締役会におきまして、平成 18 年 8 月 30 日開催予定 の第 9 期定時株主総会に、下記の通り定款の変更について付議することを決議いたしました ので、お知らせいたします。

記

1.変更の理由

- (1)「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設・変更のほか、定款全般において、会社法に対応した用語ならびに引用条文の変更を行うものであります。
- (2)「会社法」(平成17年法律86号)および「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)において、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供、取締役会における書面決議、社外監査役の責任限定契約等が認められたことに伴い、必要な規定の新設を行うものであります。
- (3)取締役および監査役が、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役および監査役の責任免除の規定を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定時株主総会開催予定日平成 18 年 8 月 30 日 (水)定款変更の効力発生日平成 18 年 8 月 30 日 (水)

以上

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条(商号)	第1条(商号)
当会社は、株式会社エムビーエスと称し、英文	(現行どおり)
では、mbs,inc.と表示する。	
第2条(目的)	第2条(目的)
当会社は次の事業を営むことを目的とする。	(現行どおり)
1. ホームメイキャップ(住宅の外壁補修)業	
務	
2. ホームメイキャップ(住宅の外壁補修)の	
フランチャイズ業務	
3. ホームメイキャップ(住宅の外壁補修)の	
フランチャイズ業務に関わる諸器具・工	
具・消耗品の販売	
4. 住宅リフォーム業務	
5. とび・土木工事業	
6. 看板工事業	
7. ハウスクリーニング	
8. 建築工事一式	
9. 土木工事一式	
10. 不動産の売買、賃貸、管理、仲介、斡旋、	
鑑定及びこれらの代理並びにコンサルテ	
ィング	
11. 重油、灯油、潤滑油等の石油製品の輸入及	
び販売	
12. その他前号に付帯する一切の業務	
第3条(本店の所在地)	第3条(本店の所在地)
当会社の本店は、山口県宇部市に置く。	(現行どおり)

(新設)

第4条(公告の方法)

当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

第5条(株式の総数)

当会社の<u>発行する株式の総数</u>は、20,980株とする。

(新設)

第6条(自己株式の取得)

当会社は、<u>商法第211条 / 3 第1項第2号</u>の規定により、取締役会の決議<u>をもって</u>自己株式を 買い受けることができる。

第7条(基準日)

当会社は、毎年5月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

__ <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基</u>準日を定めることができる。

第4条(機関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次 の機関を置く。

(1) 取締役会

(2)監査役

第5条(公告方法)

当会社の公告<u>方法</u>は、<u>電子公告により行う</u>。 <u>事故その他やむ得ない事由によって電子公告</u> <u>による公告をすることができない場合は、日</u> 本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

第6条(発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、20,980株とする。

第7条(株券の発行)

当会社は、株式に係る株券を発行する。

第8条(自己の株式の取得)

当会社は、<u>会社法第165条第2項</u>の規定により、取締役会の決議<u>によって市場取引等により</u>、自己<u>の</u>株式を取得することができる。

(削除)

(削除)

第8条(名義書換代理人)

当会社は、<u>株式および端株につき名義書換代理</u> 人を置く。

名義書換代理人およびその事務取扱場所は、 取締役会の決議によって<u>選定し</u>、これを公告 する。

当会社の株主名簿<u>および端株原簿ならびに</u>株 券喪失登録簿<u>は、名義書換代理人の事務取扱</u> 場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿 への記載または記録、端株の買取り、その他 株式および端株に関する事務は、これを<u>名義</u> 書換代理人に取り扱わせ、当会社においては 取り扱わない。

第9条(株式取扱規程)

当会社の<u>株券の種類ならびに</u>株式<u>の名義書換、</u>端株原簿への記載または記録、端株の買取り、 その他株式および端株</u>に関する取り扱いなら びに手数料は、法令または本定款のほか、取締 役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第10条(招集)

当会社の定時株主総会は、毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時 これを招集する。

(新設)

第9条(株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、 取締役会の決議によって<u>定め</u>、これを公告す る。

当会社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿および</u>株券喪失登録簿<u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを<u>株主名簿管理人に委託し</u>、当会社においては取り扱わない。

第10条(株式取扱規程)

当会社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

<u>第11条</u>(招集)

(現行どおり)

第12条(定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、 毎年5月31日とする。

第11条(招集権者および議長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(新設)

第12条(決議の方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の 定めある場合を除き、出席した株主の議決権の 過半数<u>で</u>行う。

商法第343条に定める特別決議は、総株主の議 決権の3分の1以上を有する株主が出席し、そ の議決権の3分の2以上で行う。

第13条(議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

<u>第13条</u>(招集権者および議長) (現行どおり)

(現行どおり)

第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会 参考書類、事業報告、計算書類および連結計 算書類に記載または表示をすべき事項に係 る情報を、法務省令に定めるところに従いイ ンターネットを利用する方法で開示するこ とにより、株主に対して提供したものとみな すことができる。

第15条(決議の方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を 行使することができる株主の議決権の過半 数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権 を行使することができる株主の議決権の3分 の1以上を有する株主が出席し、その議決権 の3分の2以上をもって行う。

第16条(議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1</u> <u>名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。

(現行どおり)

第14条(議事録)

株主総会における議事の経過の要領およびそ の結果については、これを議事録に記載また は記録し、議長および出席した取締役がこれ に記名押印または電子署名を行う。

第4章 取締役、監査役および取締役会

第15条(員数)

当会社の取締役は、10名以内、監査役は、3名 以内とする。

第16条(選任方法)

取締役および監査役は、株主総会において選任 する。

取締役および監査役の選任決議は、総株主の 議決権の3分の1以上を有する株主が出席 し、その議決権の過半数で行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第17条(任期)

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期 に関する定時株主総会終結の時までとする。

- __ 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算 期に関する定時総会終結の時までとする。
- _ 増員または補欠として選任された取締役の任 期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時 までとする。
- 補欠として選任された監査役の任期は、退任 📗 (削除) した監査役の任期の満了すべき時までとする。

第17条(議事録)

株主総会における議事の経過の要領およびそ の結果ならびにその他法令に定める事項につい ては、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

第18条(員数)

当会社の取締役は、10名以内とする。

第19条(選任方法)

取締役は、株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使すること ができる株主の議決権の3分の1以上を有 する株主が出席し、その議決権の過半数をも <u>って</u>行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないも のとする。

第20条(任期)

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する 事業年度のうち最終のものに関する定時株主 総会の終結の時までとする。

__ (削除)

増員または補欠として選任された取締役の 任期は、在任取締役の任期の満了する時まで とする。

第18条(代表取締役および役付取締役)

代表取締役は、取締役会の決議により選任する。 る。

取締役会<u>の</u>決議に<u>より</u>、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第19条(取締役会の招集権者および議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

取締役社長に欠員または事故があるときは、 取締役会においてあらかじめ定めた順序に従 い、他の取締役が取締役会を招集し、議長と なる。

第20条(取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各 取締役および各監査役に対して発する。ただ し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮 することができる。

取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を<u>開く</u>ことができる。

第21条(取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、 出席した取締役の過半数で行う。

第21条(代表取締役および役付取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を 選定する。

取締役会<u>は、その</u>決議に<u>よって</u>、取締役社長 1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締 役各若干名を定めることができる。

第22条(取締役会の招集権者および議長) (現行どおり)

(現行どおり)

第23条(取締役会の招集通知)

(現行どおり)

取締役および監査役の全員の同意があると きは、招集の手続きを経ないで取締役会を<u>開</u> 催することができる。

第24条(取締役会の決議の省略)

当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第22条(取締役会の議事録)

取締役会<u>における</u>議事の経過の要領およびその結果<u>については、これを議事録に記載または</u> 記録し、出席した取締役および監査役がこれに 記名押印または電子署名を行う。

第23条(取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または本定款の ほか、取締役会において定める取締役会規程に よる。

第24条(報酬)

取締役<u>および監査役</u>の報酬は、<u>それぞれ</u>株主総会の決議に<u>より</u>定める。

第25条(<u>社外</u>取締役の責任免除) (新設)

当会社は、<u>商法第266条第19項</u>の規定により、 社外取締役との間に、<u>同条第1項第5号の行為</u> による賠償責任を限定する契約を締結するこ とができる。<u>但し、</u>当該契約に基づく賠償責任 の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた 額または法令が規定する金額のいずれか高い 額とする。

第25条(取締役会の議事録)

取締役会<u>の議事録については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに</u>議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

第26条(取締役会規程)

(現行どおり)

第27条(報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価と して当会社から受ける財産上の利益(以下、「報 酬等」という。) は、株主総会の決議によって 定める。

第28条(取締役の責任免除)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、 任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限定において、取締役会の決議によって免除することができる。

__当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(新設)	第5章 監査役
(新設)	第29条(員数)
	当社の監査役は、3名以内とする。
(新設)	監査役の選任決議は、議決権を行使するこ
, ,	 とができる株主の議決権の3分の1以上を有
	する株主が出席し、その議決権の過半数をも する株主が出席し、その議決権の過半数をも
(新設)	第30条(任期)
(· · · · · ·)	ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニ
	事業年度のうち最終のものに関する定時株
	主総会の終結の時までとする。
(新設)	│ │ 任期の満了前に退任した監査役の補欠とし│
(· · · · · ·)	て選任された監査役の任期は、退任した監査
	その任期の満了する時までとする。
	<u></u>
(新設)	第31条(報酬等)
(· · · · · ·)	
	定める。
	72.900
(新設)	 第32条(監査役の責任免除)
(),,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	当会社は、会社法第426条第1項の規定により、
	任務を怠ったことによる監査役(監査役であ
	った者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限
	度において取締役会の決議によって免除する
	ことができる。

(新設)

第6章 計 算

第26条(営業年度および決算期)

当会社の<u>営業</u>年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年<u>とし、毎年5月31日を決</u>算期とする。

第27条(利益配当金)

利益配当金は、毎年5月31日の最終の株主名 簿に記載または記録された株主または登録質 権者および同日の最終の端株原簿に記載また は記録された端株主に支払う。

<u>第28条</u>(中間配当<u>金</u>)

当会社は、取締役会の決議により、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。

第29条(配当金の除斥期間)

利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

__ 当会社は、会社法第427条第1項の規定

により、社外監査役との間に、任務を怠った ことによる損害賠償責任を限定する契約を 締結することができる。ただし、当該契約に 基づく責任限度額は200万円以上であらかじ め定めた金額または法令が規定する額のい ずれか高い額とする。

第6章 計 算

第33条(事業年度)

当会社の<u>事業</u>年度は、毎年6月1日から翌年 5月31日までの1年とする。

第34条(剰余金の配当の基準日)

<u>当会社の期末配当の基準日は、毎年5月31日と</u> する。

前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を することができる。

第35条(中間配当)

当会社は、取締役会の決議に<u>よって</u>、毎年11月30日<u>を基準日として</u>中間配当を<u>する</u>ことができる。

第36条(配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始 の日から満3年を経過してもなお受領されな いときは、当会社はその支払義務を免れる。